平成２２年（フ）第７６６号
広島市南区宇品御幸３丁目16番25号
債務者　諸星　秀俊
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　るみ
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１８号
広島市佐伯区五日市５丁目４番28―301号
債務者　薦田　康弘
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　タカ
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地48
債務者　岡本　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　琢生
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1214号
債務者　グッドフィールドコーポレーションこと　福田　敬久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５２号
埼玉県所沢市大字牛沼444番地の２
債務者　石田　卓也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５３号
埼玉県所沢市大字牛沼444番地の２
債務者　石田眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６号
香川県坂出市林田町3368番地１
債務者　入谷　正隆
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　宗平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８９７号
仙台市太白区山田本町２番67号
債務者　石野　隆雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山形市末広町11番１―303号　ＹＡＭＡＧＥＮ末広
債務者　塩野　真紀
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１０８号
兵庫県尼崎市寺町23番地の７
債務者　森本　弘治
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
大分県日田市大字日高1619番地17
債務者　齊藤　則康
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　知康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５５５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１６棟204号
債務者　中塚　弘明
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井千鶴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６３６号
さいたま市大宮区土手町１丁目126番地　土手町団地３―302
債務者　米村　雄二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
埼玉県川口市大字安行慈林525番地　ガーデニアコートＡ206号
債務者　田中　信一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―19―205
債務者　川井　榮子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
さいたま市中央区鈴谷８丁目３番15号
債務者　小川　憲司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係